

株式会社バッファロー定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社バッファローと称し、英文では BUFFALO INC. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電気製品、コンピュータ、周辺機器、住宅関連設備及び雑貨品の開発、製造、販売、輸出入、レンタル及びリース並びに運用支援、工業デザインの企画・設計及び企画立案等のコンサルティングを含む関連サービスの提供
2. ソフトウェアの開発、販売、輸出入、保守並びにリース及びコンサルティングを含む関連サービスの提供
3. 広告宣伝、広告代理及び広告の情報媒体の売買並びにイベントの企画及び実施並びに出版業、出版に関するコンサルティング業務
4. 情報通信、情報処理、情報提供サービス、市場調査、市場分析及び広告調査並びに各種情報収集事業及びコンサルティング業務
5. コンピュータのデータの保護及び復旧業務並びにオンラインによるコンピュータ上のデータ保守及び保存業務並びに個人情報保護に関する支援及びコンサルティング業務
6. 電気通信事業、電気通信工事業、電気工事業及び機械器具設置工事業並びに情報通信機器、家庭用電気製品及び業務用電気製品の調査、設置、保守、初期設定サービスの提供及びその取次ぎ
7. 通信販売業、フルフィルメント事業及び倉庫業
8. 古物の売買業
9. 労働者派遣事業
10. 管工事業
11. 損害保険代理業及び少額短期保険代理業
12. 前各号の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること
13. 前号の会社等に対する経営指導及び経理、人事等の管理業務受託
14. 特許権、商標権、実用新案権、意匠権及び著作権の取得、貸与、売買及び実施許諾
15. 不動産の賃貸、売買、仲介及び管理業務
16. 金銭の貸付、その代理及び貸借の媒介並びに保証
17. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式数は、97,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- (3) 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 1 1 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 1 2 条 当会社の定時株主総会は、毎年 4 月 1 日から 3 か月以内に、臨時株主総会は必要に応じて随時、取締役会の決議に基づき招集する。

(2) 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。

(定時株主総会の基準日)

第 1 3 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。

(招集権者及び議長)

第 1 4 条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集し、議長となる。

(2) 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。

(電子提供措置等)

第 1 5 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 1 6 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(2) 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 1 7 条 当会社の株主は、議決権を有する当会社の他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

(2) 株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役、取締役会及び執行役員

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内とする。

(2) 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

(2) 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(2) 当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(3) 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(4) 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(執行役員)

第23条 取締役会は、その決議により執行役員を選任し、業務を分担して執行させることができる。

(2) 取締役会は、その決議により役付執行役員を選定することができる。

(取締役会の招集及び議長)

第24条 当社の取締役会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役

社長が招集し、議長となる。

- (2) 取締役社長に事故がある場合は、予め取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が当たる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- (2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会運営規程)

第28条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会運営規程による。

(取締役の報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(取締役の責任限定契約)

第31条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第32条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(2) 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第34条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(2) 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

(3) 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附則)

当社は、第37期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。